

総 説

1. 沿 革

- 昭和12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行
15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設
19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称
22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）施行
23. 1. 1 食品衛生法（昭22法律第233号）施行
23. 7. 1 予防接種法（昭23法律第68号）施行
- 23.10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足
28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称
40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる
41. 1. 1 母子保健法（昭40年政令第384号）施行
- 48.12. 6 豊島池袋保健所改築
50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区长崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置
- 50.12.19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定
53. 3. 12 衛生部分庁舎完成
53. 3. 31 長崎保健所改築
58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行
- 62.10. 1 雑司が谷休日診療所新設
63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除
63. 7. 1 精神保健法（昭62年法律第98号）施行
- 平成元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法第2号）施行
- 元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室）
2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室）
3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設
5. 4. 1 介護相談センター開設
6. 7. 1 地域保健法（昭22年法律第101号）施行（保健所法の改正）
- 6.10. 3 池袋保健所A I D S知ろう館開設
7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行
8. 4. 1 らい予防法廃止
8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）
- 8.11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設
- 10.11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設）

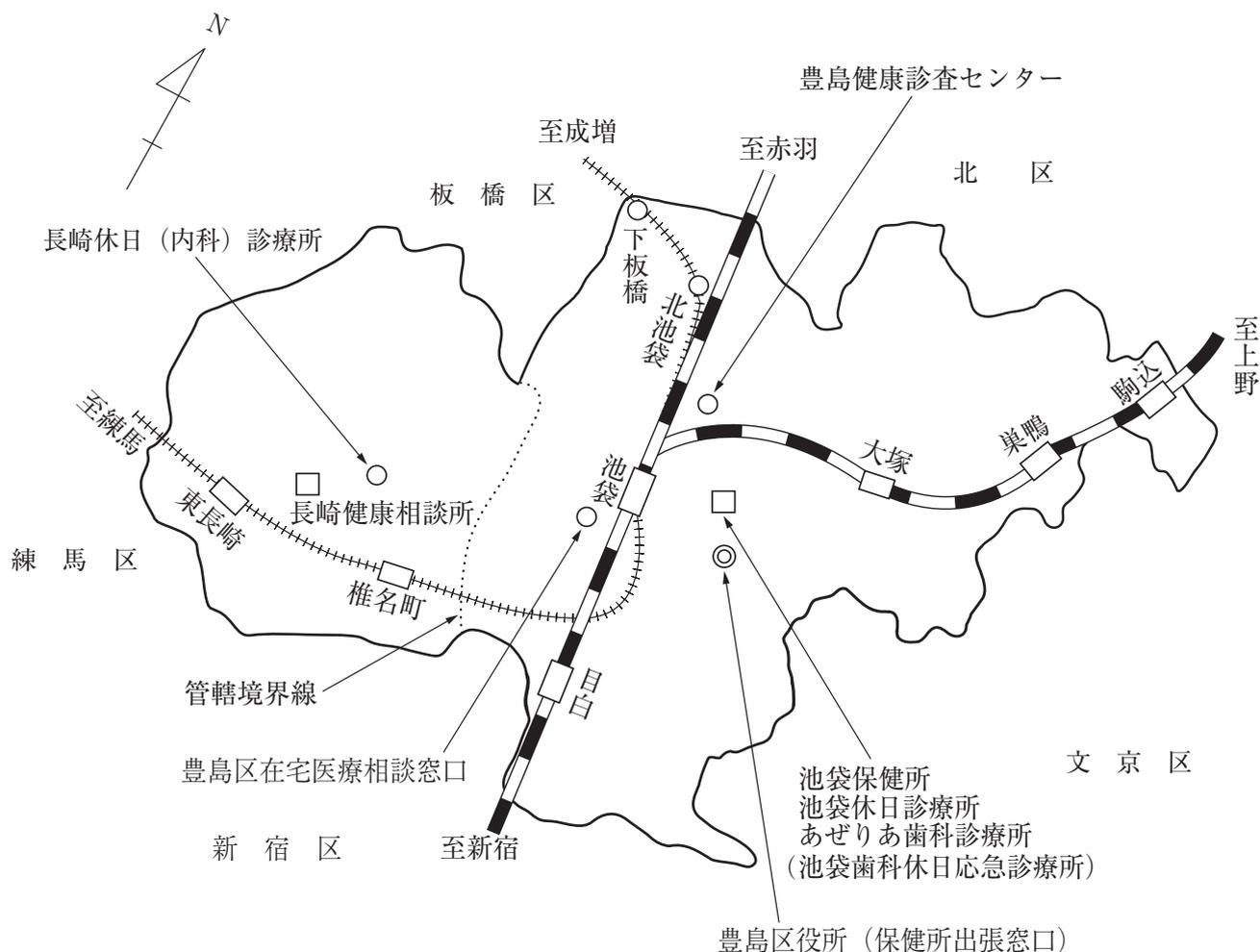
10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）
11. 1. 15 雑司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設
歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設
11. 4. 1 口腔保健センター開設（障害者等歯科診療事業開始）
組織改正（衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）施行
（伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の統合・改正）
11. 9. 1 豊島健康診査センター開設
12. 4. 1 介護保険法（平成9年法律第123号）施行
組織改正（衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更）
12. 12. 15 保健福祉部(旧衛生部)分庁舎改修
14. 4. 1 組織改正（池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置）
15. 5. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）施行（栄養改善法廃止）
17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）（平成15年法律第110号）施行
17. 7. 15 食育基本法(平成7年政令第235号)施行
18. 4. 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行
事務移管（共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管）
18. 10. 28 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）施行
18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設
19. 4. 1 がん対策基本法（平成18年法律第98号）施行
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）施行（結核予防法廃止、改正法に統合）
組織改正（生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編）
20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律第83号）施行（老人保健法の一部改正）
組織改正（生活衛生課・健康推進課において係再編）
21. 4. 1 組織改正（地域保健課・健康推進課において係再編）
22. 1. 1 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）施行
22. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合）
23. 4. 1 組織改正（生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止）
豊島区がん対策推進条例施行
23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）施行
24. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。）

- 25. 4. 1 豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例施行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）施行（障害者自立支援法名称変更）
- 25. 4. 13 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）施行、豊島区新型インフルエンザ等対策本部条例施行
- 25. 12. 13 アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）制定 26. 6. 1施行
- 26. 6. 27 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）公布
- 27. 1. 1 難病の患者に対する医療費等に関する法律（平成26年法律第50号）施行
- 27. 4. 1 食品表示法（平成25年法律第70号）施行
- 27. 5. 7 本庁舎移転に伴い、池袋保健所出張窓口（本庁舎4階）開設

【26年度の主な取組み】

- 26. 4. 1 在宅歯科医療相談窓口開設
- 26. 6. 1 豊島区新型インフルエンザ等対策行動計画策定
- 26. 7. 4 違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅都市宣言
- 26. 9. 1 としま鬼子母神プロジェクト開始
- 27. 3. 31 豊島区健康プラン改定

2. 保健所の位置と管轄区域



池袋保健所	所在地・電話	〒170-0013 豊島区東池袋1丁目20番9号	地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
	管轄区域 (9.268km ²)	駒込1～7丁目、巣鴨1～5丁目、西巣鴨1～4丁目、北大塚1～3丁目、南大塚1～3丁目、上池袋1～4丁目、東池袋1～5丁目、南池袋1～4丁目、西池袋1～3丁目、西池袋4丁目(1～4番、7～11番、13～18番)・5丁目(1～24番)、池袋1・2丁目・3丁目(1・2番、4～10番、13・14番、19～71番)・4丁目、池袋本町1～4丁目、雑司が谷1～3丁目、高田1～3丁目、目白1～3丁目・4丁目(1～4番、17～23番、35・36番)	
長崎健康相談所	所在地・電話	〒171-0051 豊島区长崎3丁目6番24号	(3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目(池袋管内除く)・5丁目(池袋管内除く)、池袋3丁目(池袋管内除く)、目白4丁目(池袋管内除く)・5丁目、南長崎1～6丁目、長崎1～6丁目、千早1～4丁目、要町1～3丁目、高松1～3丁目、千川1・2丁目	

(注) 平成14年4月1日の組織改正により、池袋保健所と長崎保健所を統合、保健所を池袋保健所に一本化するとともに長崎健康相談所を設置した。

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所 豊島区東池袋1-20-9 建物竣工年月日 平成10年11月4日

敷地面積	609.84 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート地下2階、地上7階
建物面積	地下2階	416.98 m ² 駐車場
	地下1階	436.55 m ² 電気室、倉庫
	1階	481.10 m ² A I D S 知ろう館、会議室、エントランス、池袋あうる薬局
	2階	490.44 m ² 子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール
	3階	461.36 m ² X線室、健康教育室、講堂
	4階	491.16 m ² 所長室、事務室、相談室、男女更衣室
	5階	491.16 m ² 事務室、衛生検査室、男女更衣室
	6階	445.26 m ² 池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所
	7階	302.08 m ² 作業室兼会議室（旧デイ・ケア室）、環境分析室
	塔階	44.55 m ² エレベーター機械室
計	4,060.64 m ²	

2. 長崎健康相談所 豊島区长崎3-6-24 建物竣工年月日 昭和53年3月17日

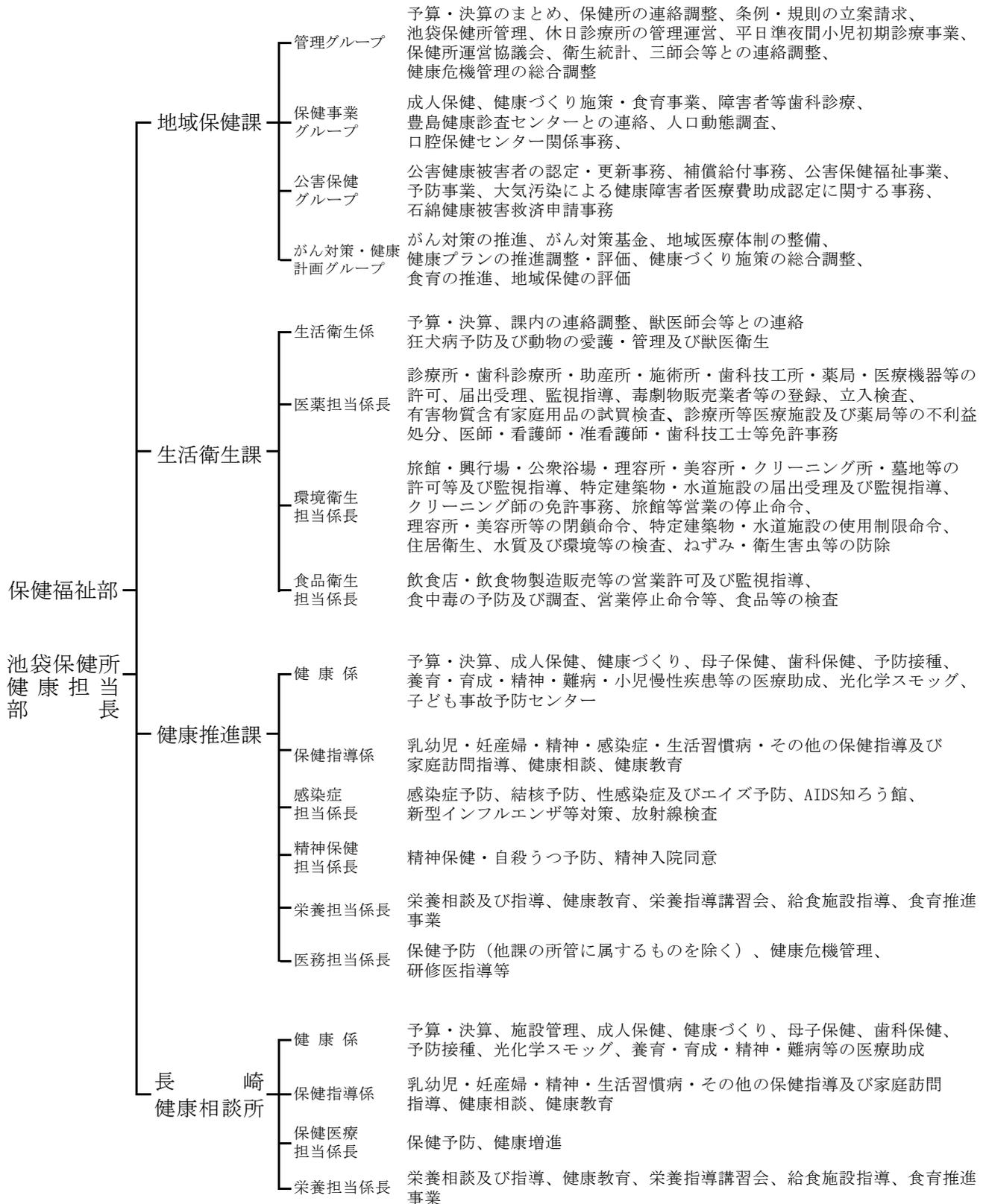
敷地面積	1,499.63 m ²	鉄筋コンクリート地下1階、地上2階
建物面積	地階	420.83 m ² 車庫、書庫、倉庫、休憩室、機械室、電気室
	1階	739.26 m ² 講堂、歯科相談室、栄養相談室、相談室、診察室、予診室、受付、ホール
	2階	784.14 m ² 所長室、事務室、デイ・ケア室、会議室、休養室、男女更衣室
	塔階	20.31 m ²
	計	1,964.54 m ² 平成2年3月31日2階増築デイ・ケア室 92.86m ²

3. 休日診療所

施設名	電話	住所	施設床面積	
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階)	診療所 待合室	58.01 m ²
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区长崎2-27-18 (長崎複合施設3階)	診療所 待合室	51.57 m ²
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内)	診療所 待合室	237.76 m ²

4. 組織と分掌事務

平成27年4月1日現在



5. 職員配置

平成27年4月1日現在

(単位:人)

課別 職種	総数		地域保健課		生活衛生課		健康推進課		長崎健康相談所	
総数	104	- 10	24	- -	33	- 5	36	- 2	11	- 3
事務	39	- 6	18	- -	3	- 2	13	- 1	5	- 3
医師	2	- -	1	- -	-	- -	1	- -	-	- -
衛生監視	27	- 2	-	- -	27	- 2	-	- -	-	- -
検査技術	3	- -	-	- -	3	- -	-	- -	-	- -
診療放射線	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
保健師	24	- 1	2	- -	-	- -	17	- 1	5	- -
栄養士	4	- -	1	- -	-	- -	2	- -	1	- -
歯科衛生士	1	- -	-	- -	-	- -	1	- -	-	- -
環境技能	-	- 1	-	- -	-	- 1	-	- -	-	- -
心理	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -
福祉	3	- -	2	- -	-	- -	1	- -	-	- -
業務	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -	-	- -

(注1) 池袋保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 長崎健康相談所所長は、池袋保健所長が兼務。

(注3) 健康推進課長が医務担当係長事務取扱。

(注4) 各欄下段は、再任用又は再雇用職員で外数。非常勤職員及び臨時職員等は記載していない。

6. 人口のあらし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口 (単位:人)

年次	全 国	東 京 都	豊 島 区
22	126,371,000	12,868,000	264,425
23	126,180,000	12,869,000	286,329
24	125,957,000	12,916,000	287,673
25	125,704,000	12,979,000	289,926
26	125,431,000	13,044,000	293,628

(注) 全国・東京都人口は「人口動態統計月報年計(概数)」(厚生労働省)、豊島区人口は「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による。平成26年「人口動態統計年報速報(概数)」は、平成22年国勢調査による補正を反映したものである。

[2] 町別世帯と人口

(1) 池袋保健所管内

平成27年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 118,508	(人) 194,769	(人) 98,481	(人) 96,288	(K㎡) 9.268
駒 込	9,458	17,114	8,321	8,793	0.752
巢 鴨	10,578	18,174	8,833	9,341	0.799
西 巢 鴨	7,427	12,799	6,290	6,509	0.547
北 大 塚	7,269	11,374	5,686	5,688	0.409
南 大 塚	9,792	15,650	7,740	7,910	0.607
上 池 袋	10,427	17,205	8,940	8,265	0.681
東 池 袋	12,481	19,268	10,100	9,168	0.935
南 池 袋	4,365	6,859	3,566	3,293	0.748
西 池 袋	7,773	12,149	6,282	5,867	0.803
池 袋	12,625	18,188	9,830	8,358	0.736
池袋本町	10,331	18,065	9,346	8,719	0.636
雑司が谷	5,127	8,757	4,287	4,470	0.404
高 田	6,412	10,977	5,497	5,480	0.494
目 白	4,443	8,190	3,763	4,427	0.717

(2) 長崎健康相談所管内

平成27年1月1日現在 住民基本台帳人口※

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 48,274	(人) 80,738	(人) 40,426	(人) 40,312	(K㎡) 3.742
西 池 袋	2,580	3,834	1,957	1,877	0.137
池 袋	502	765	398	367	0.019
目 白	3,034	5,252	2,588	2,664	0.217
南 長 崎	11,759	19,310	9,760	9,550	0.812
長 崎	10,860	18,086	9,129	8,957	0.823
千 早	7,043	12,194	6,098	6,096	0.64
要 町	5,719	9,220	4,560	4,660	0.506
高 松	4,402	7,754	3,908	3,846	0.354
千 川	2,375	4,323	2,028	2,295	0.234

(注) 平成24年7月9日、住民基本台帳法の一部改正、入管法の廃止があり、住民基本台帳人口には外国人の人口を含む。

[3] 外国人の住民数

各年1月1日現在 (単位:人)

年次	総数	男	女
23	19,868	9,511	10,357
24	19,324	9,277	10,047
25	19,065	9,020	10,045
26	19,533	9,376	10,157
27	21,616	10,793	10,823

平成27年1月1日現在 (単位:人)

国別	登録者数
中国	12,059
韓国又は朝鮮	2,496
ネパール	1,622
ベトナム	1,370
ミャンマー	1,124
フィリピン	423
米国	375
タイ	296
その他	1,851
合計	21,616

(注) 平成24年以前は外国人登録者数を記載。

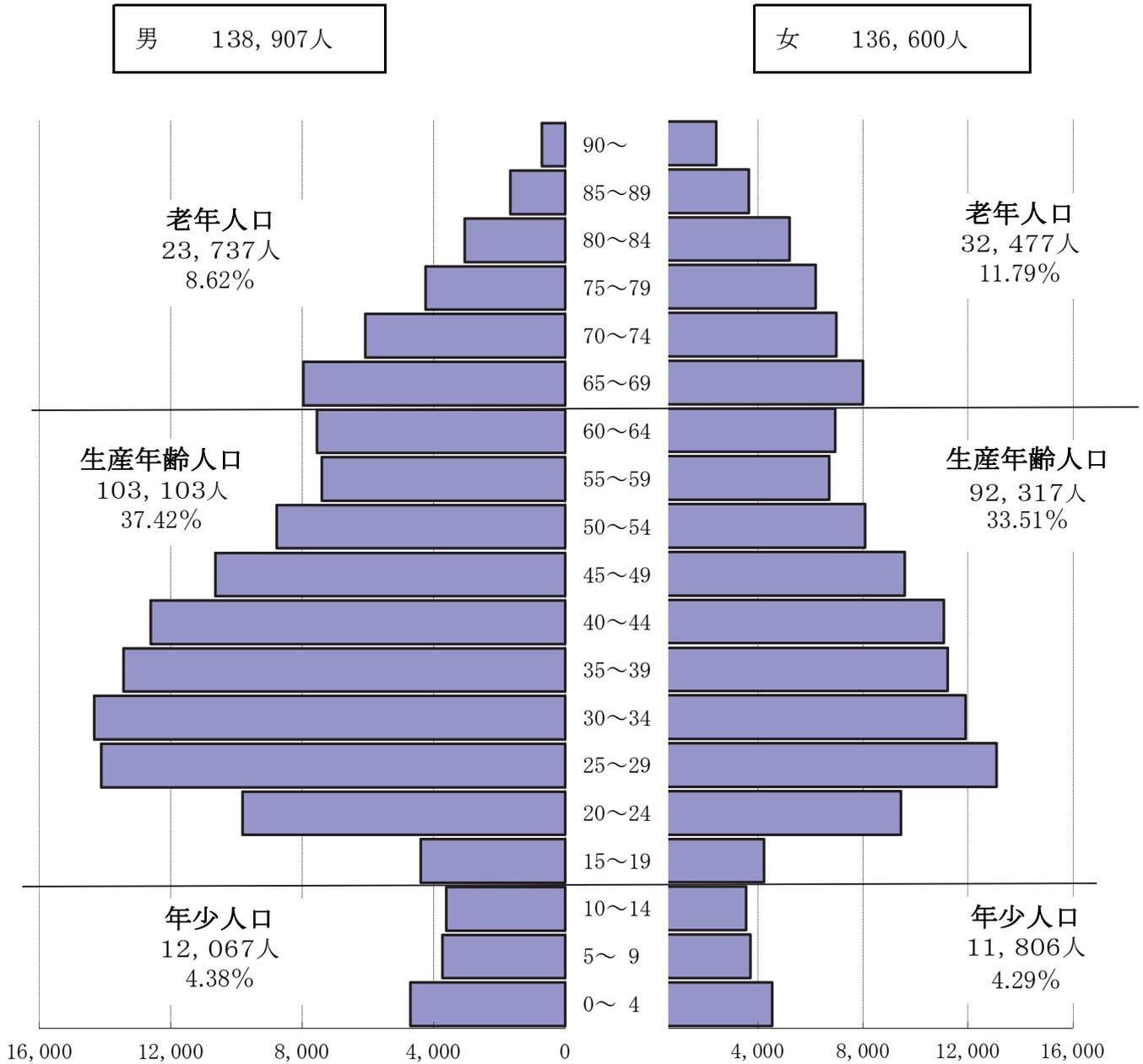
[4] 性・年齢階級別人口

平成27年1月1日現在 住民基本台帳人口 (単位:人)

区分 年齢	総数			池袋保健所			長崎健康相談所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	275,507	138,907	136,600	194,769	98,481	96,288	80,738	40,426	40,312
0～4	9,253	4,705	4,548	6,597	3,377	3,220	2,656	1,328	1,328
5～9	7,447	3,740	3,707	5,315	2,638	2,677	2,132	1,102	1,030
10～14	7,173	3,622	3,551	5,093	2,585	2,508	2,080	1,037	1,043
15～19	8,631	4,405	4,226	6,149	3,168	2,981	2,482	1,237	1,245
20～24	19,275	9,826	9,449	14,288	7,287	7,001	4,987	2,539	2,448
25～29	27,220	14,121	13,099	19,458	10,079	9,379	7,762	4,042	3,720
30～34	26,242	14,329	11,913	18,546	10,173	8,373	7,696	4,156	3,540
35～39	24,660	13,439	11,221	17,726	9,652	8,074	6,934	3,787	3,147
40～44	23,696	12,617	11,079	16,854	8,996	7,858	6,842	3,621	3,221
45～49	20,233	10,643	9,590	14,323	7,541	6,782	5,910	3,102	2,808
50～54	16,862	8,770	8,092	11,924	6,210	5,714	4,938	2,560	2,378
55～59	14,112	7,404	6,708	10,032	5,289	4,743	4,080	2,115	1,965
60～64	14,489	7,549	6,940	10,282	5,329	4,953	4,207	2,220	1,987
65～69	15,960	7,967	7,993	11,040	5,517	5,523	4,920	2,450	2,470
70～74	13,076	6,081	6,995	9,004	4,196	4,808	4,072	1,885	2,187
75～79	10,442	4,245	6,197	6,971	2,797	4,174	3,471	1,448	2,023
80～84	8,273	3,060	5,213	5,545	2,089	3,456	2,728	971	1,757
85～89	5,334	1,675	3,659	3,553	1,092	2,461	1,781	583	1,198
90～	3,129	709	2,420	2,069	466	1,603	1,060	243	817
100歳以上 (再掲)	111	18	93	76	12	64	35	6	29
年少人口 (0～14)	23,873 (8.67%)	12,067	11,806	17,005 (6.17%)	8,600	8,405	6,868 (2.49%)	3,467	3,401
生産年齢人口 (15～64)	195,420 (70.93%)	103,103	92,317	139,582 (50.66%)	73,724	65,858	55,838 (20.27%)	29,379	26,459
老年人口 (65～)	56,214 (20.40%)	23,737	32,477	38,182 (13.86%)	16,157	22,025	18,032 (6.55%)	7,580	10,452

(注) () 内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（平成27年1月1日現在）



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

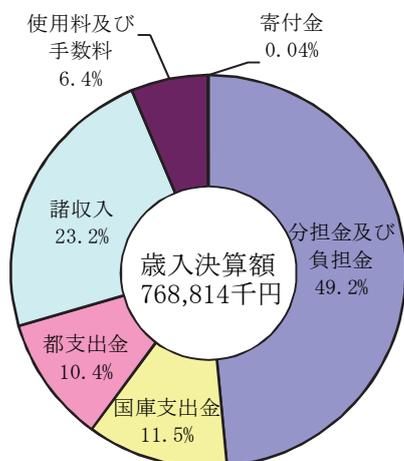
科 目		予算現額	決算額	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率 (%)
款	項	(千円)	(千円)		
	22 年 度	886,792	817,455	△69,337	92.2
	23 年 度	896,281	831,025	△65,256	92.7
	24 年 度	894,284	806,523	△87,761	90.2
	25 年 度	816,090	747,465	△68,625	91.6
	26 年 度	837,825	768,814	△69,011	91.8
	分担金及び負担金	444,265	372,945	△71,320	83.9
	負 担 金	444,265	372,945	△71,320	83.9
	使用料及び手数料	50,280	48,281	△1,999	96.0
	使 用 料	746	618	△128	82.8
	手 数 料	49,534	47,663	△1,871	96.2
	国庫支出金	90,818	88,734	△2,084	97.7
	国庫負担金	51,558	50,497	△1,061	97.9
	国庫補助金	38,920	37,795	△1,125	97.1
	国庫委託金	340	442	102	130.0
	都支出金	103,585	80,157	△23,428	77.4
	都負担金	11,392	10,637	△755	93.4
	都補助金	91,145	68,687	△22,458	75.4
	都委託金	1,048	833	△215	79.5
	寄附金	2,200	313	△1,887	14.2
	寄 附 金	2,200	313	△1,887	14.2
	諸 収 入	146,677	178,384	31,707	121.6
	貸付金元利収入	59,150	59,150	0	100.0
	受託事業収入	36,749	68,138	31,389	185.4
	雑 入	50,778	51,096	318	100.6

[2] 歳 出

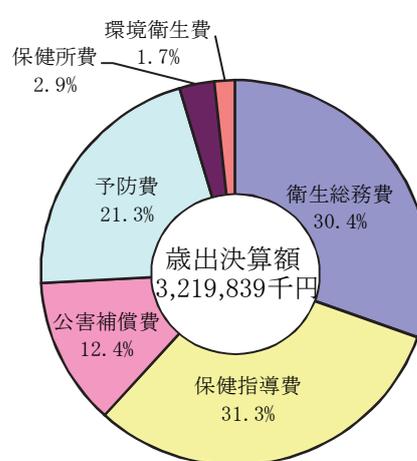
科 目			予算現額	決算額	不用額	執行率
款	項	目	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
衛 生 費						
22 年 度			3,145,586	2,798,026	347,560	89.0
23 年 度			3,167,641	2,865,930	301,711	90.5
24 年 度			3,394,160	3,016,438	377,722	88.9
25 年 度			3,369,453	3,070,642	298,811	91.1
26 年 度			3,519,798	3,219,839	299,959	91.5
	衛生管理費		1,566,331	1,473,420	92,911	94.1
	衛生総務費		988,394	980,057	8,337	99.2
	保健所費		101,977	94,261	7,716	92.4
	公害補償費		475,960	399,102	76,858	83.9
	環境衛生費		58,916	53,848	5,068	91.4
	環境衛生費		58,916	53,848	5,068	91.4
	保健衛生費		1,894,551	1,692,571	201,980	89.3
	保健指導費		1,120,479	1,007,456	113,023	89.9
	予 防 費		774,072	685,115	88,957	88.5

(注) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

歳入決算額（構成比）



歳出決算額（構成比）



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。